**太陽光発電施設の設置等に関する条例制定についての質問(市長)**

国は、脱炭素社会に向けて、２０５０年に二酸化炭素実質排出ゼロに取り組む事を表明しています。本市においても令和３年３月１日に「ゼロカーボンシティ」宣言をしたところであります。

再生可能エネルギーの利用促進の一つとして、太陽光発電施設があります。

香川県において出力５０㎾以上については、太陽光発電施設の設置ガイドラインに基づき事業主に対して指導しているところであります。設置する前に事業計画などの申請が必要であり、その中に、地域住民への十分な説明に努めることが必要とあります。市の役割としては、事業者に対して関係法令や条例の規定に基づく手続きや、地域住民との関係構築等についての相談対応を行う。また、地域住民との関係構築に当たり配慮すべき地域住民の範囲や説明方法等の相談対応について記載されています。

一方、出力５０㎾未満ついては、県の事業計画提出はしなくてもいい状態です。市としての対応について条例や規則がないことにより、問題が度々起きていることを耳にしますし、私のところにも相談もあります。全国を見てみても数多くの問題があることから条例制定が増えてきています。東かがわ市も問題を少しでも減らすことや、災害防止や良好な景観の形成並びに生活環境の保全は一番重要であり、市民の安心安全な生活を保つために、また当該施設が廃止や使有者が放置等を行った時に環境の悪化になることが予測されます。そのために廃棄費用の積み立てや良好な環境保全保つ条例が必要であると考えます。条例制定の取り組みについて市長に伺う。

**回答**

平成２９年度に改正され、発電事業者は、「国の定める事業策定ガイドライ」に沿って事業計画を策定し、太陽光発電施設の適切な維持管理を行なう事が求められている。この中に「事業計画策定段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに,地域住民に十分な配慮し事業を実施するようつとめること」や「自治体と相談すること」など、地域との関係構築が規定されている。令和２年度で改正では、努力義務になっていた廃棄費用の積立てが１０キロワット以上の設備に対して義務化され、令和４年４月から試行が予定になっている。

発電事業者から地域住民への説明に関して強制力を有していない、市として市民の安心安全な生活環境を確保するために、今後設置に伴う地域住民からの相談にしっかり対応をしていきたい。制定については、国や県の法整備を動向注視しながら、全国事例も含み研究していく。

**多目的ドームの整備についての質問(市長・教育長)**

東かがわ市社会体育施設等マネジメント基本計画では、引田野球場は存続の方向です。整備の方向性として、ネット嵩上げ・照明・観客席等整備が示されています。近隣市において見てみると同様な４施設が存続します。

人口減少していく中で流動人口を確保するためにも、引田野球場を今後整備する時に、島根県の出雲ドームや秋田県の大館樹海ドーム(ニプロハチ公ドーム)など、野球を含む特色ある多目的施設造りに四国で初めて取り組んではどうかと提案します。

財源の一つに、令和６年度から「国内に住所を有する個人に対して国税」が年額１,０００円徴収となります。現在も機構の準備として森林環境譲与税が入ってきています。その中の市町村で取り組める事業は様々ありますが、木材利用促進事業などを活用することで,税の配分があると聞いています。東かがわ市には、市・私有林や東かがわ他一市一町組合などの杉を利用することで事業が行いやすく、事業費の削減もはかられます。整備していくことにより人口減少していく中で流動人口の確保にもつながってくると考え検討し実行に移すべきと考えるが市長・教育長の取り組みの考えを伺う。

**回答**

交流人口の増加に向け「多目的ドームの整備」という壮大な、かつ夢のある提案については、費用対効果や整備に係る期間の利用制限などを考えると実現は非常に困難であると考える。引田スポーツセンター全体の将来像を考える中で１施設の整備でなく総合的な判断が必要、市民の皆様の意見を伺い事業展開を図る。

引田野球場は、昭和５９年に整備され,老朽化してきており、令和３年度で改修を行なう設計業務委託料の予算を計上している。主に防球ネット・照明設備観客席・野外トイレ設置。多目的ドームの建設は、野球だけでなく他のスポーツやイベントなど多目的に利用が可能な施設ではあるが、市単独での実現は非常に困難と考える。まずは、市民の利用に安全、快適に利用できるようそれぞれの施設を点で捉えず、市全体で施設整備を今後デザインしていく必要があると考える。